

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

令和7年3月1日

## 建設業 年度末労働災害防止強調月間実施中！

令和7年3月1日～3月31日

年度末を安全に！ 過労・睡眠不足 事故のもと！

### 新年度に向けた店社・作業所安全衛生計画を作成されましたか？

新年度に向けて、安全衛生基本方針、目標、重点施策などを記載した年間計画を作成しましょう。（下記関連行事も取り入れてください）

#### 令和7年度 主な安全衛生関連行事（予定）（赤字は建災防関係）

4月	・春の交通安全運動（6～15日） ・世界保健デー	10月	・全国労働衛生週間（1～7日） ・全国建設業労働災害防止大会（神戸） 2～3日
5月	・STOP熱中症クールワークキャンペーン 開始（5/1～9/30） ・禁煙週間	11月	・過労死等防止啓発月間 ・特定自主検査強調月間 ・秋季全国火災予防運動
6月	・全国安全週間準備期間 ・土砂災害防止期間・危険物安全週間	12月	・建設業年末年始労働災害強調期間 ・職場のハラスメント撲滅月間
7月	・全国安全週間（1日～7日） ・3日 産業安全衛生宮城大会	1月	9日 宮城県支部安全祈願祭・安全衛生 推進大会
8月	・墜落・転落災害撲滅キャンペーン ・電気使用安全月間・防災週間	2月	・「化学物質管理強調月間」
9月	・全国労働衛生週間準備期間 ・健康増進普及月間 ・秋の交通安全運動（21～30日）	3月	・建設業年度末労働災害防止強調月間 ・春季全国火災予防運動 ・自殺対策強化月間

年度末(令和7年3月末)及び年度始めにおける安全衛生図書及び用品の受注・発送について  
当協会の年度末棚卸し業務に伴い、3月19日(水)～3月31日(月)の発送及びお届けを以下  
の通りとさせていただきます。

- ① 年度末(3月末)までのお届けをご希望の場合は、**3月17日(月)17時**までに、  
当支部あてご注文ください。
- ② ①以降のご注文につきましては、4月1日以降建災防本部より順次発送  
となります。  
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。



### 事務所営業時間変更のお知らせ

3月21日(金) 会議対応のため、営業時間を午後3時で終了させていただきます。お客様にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

## 労働安全衛生法改正状況(令和7年4月以降に施行される内容)

項目	ポイント
労働者以外への危険箇所等での退避、立入禁止措置等 4月1日施行	<p>① 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大。 (例)足場の組立解体、変更作業の区域内に、一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など立ち入らせない(立入禁止表示などを行う)。</p> <p>② 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化 (例)足場の組立解体、変更作業に従事する一人親方等に墜落制止用器具(安全带)の使用が必要なことを周知する。</p>
熱中症による健康障害対策(改正予定) (4月1日交付予定) 6月1日施行	<p>① 熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。</p> <p>② 熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知すること。</p>

### ご質問コーナー

**(問1)** 4月から施行される改正安衛法に関して、労働者以外への立入禁止措置等についても義務化されるとのことですが、例えば、元請事業者が委託契約した交通誘導員について、下請事業者が行う車両系建設機械の作業について、作業半径内に立ち入らせない措置は、元請事業者にあるのでしょうか？その建設機械を使用する事業者にあるのでしょうか？



**(答)** お尋ねの関係条文は、事業者の措置義務について、これまでの「労働者を立ち入らせてはならない」が「当該作業場において、作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨見やすい箇所に表示する等その他の方法により禁止しなければならない」に改正されます。これについて関連通達では、「**作業に従事する者**」は**措置義務を負う事業者と直接関係を有するとは限らない**としています。

従って、お尋ねの件では、建設機械を使用する事業者が義務を負うこととなります。ただし、この場合の元請事業者は、委託契約の当事者として当該交通誘導員に、入場時等に立入禁止区域と遵守義務について周知・教育を行うようにしてください。また、元方事業者は、契約の当事者でなくとも、立入禁止の表示等がなされていない場合は、安衛法29条に基づく「必要な指導・指示」を行ってください。

**(問2)** 保護具着用管理責任者の資格要件について、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」の中に、有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者が挙げられていますが、令和6年に新設された金属アーク溶接作業主任者は含まれるのでしょうか。

**(答)** 安衛則第12条の6では、保護具着用管理責任者の選任等について、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」のうちから選任することされており、その関連通達で、安衛則別表第1の上欄に掲げる令第6条第18号から第20号までに定める者となっており、**金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習者は令第6条第18号に含まれるので、該当すると解釈されます。**



建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 Fax022-265-5604